

中部ルソンのハシエンダ・バリオ (II)

—— ヌエバ・エシハ州サン・アンドレス村の事例 ——

うめ 梅 ほら 原 じろ 弘 みつ 光

- I はじめに
- II 中部ルソン地域の地主的土地所有
- III サン・アンドレス村の概況
- IV 村の土地所有関係
 - 1. ハシエンダの経営と地主小作関係
 - 2. 村内における小作地保有関係(以上、第13巻第9号)
- V 農家構成と農業経営
 - 1. 農家構成
 - 2. 米作経営
 - 3. 農家経済
- VI 村落社会とその階層構成
 - 1. 村の自治
 - 2. 家族関係
 - 3. 村の階層構成
- VII むすびにかえて

(以上、本号)

V 農家構成と農業経営

これまでの諸節(『アジア経済』第13巻第9号所収の拙稿「中部ルソンのハシエンダ・バリオ(I)」)でサン・アンドレス村が主としてハシエンダの小作人によって構成されていること、それら小作人の土地所有関係がたんにハシエンダとの小作地賃借をめぐる関係のみならずその小作地の又貸しをめぐる副次的関係を含んでいること等が明らかとなった。次に、そういった関係のもとで村の農家構成がいかなる形をとり、それら農家によって展開される農業経営、農家経済がいかなる特徴的傾向をもつものであるかを検討してみよう。

1. 農家構成

この村の農家数は、すでに述べたように81戸である。栽培作物としては米と野菜がみられるが、後者はハシエンダからその自由利用が認められている裏庭での自家消費を目的とした栽培でしかなく、主力はもっぱら前者にあって全ての農家がいわゆる米作農家である。

経営規模——まず経営規模であるが、村内で見られるもっとも零細な経営規模は0.5ヘクタール、最大は14.0ヘクタールで、この間に81戸の農家が分布する。第8表はそれを経営規模階層別に示したものであるが、これによると81戸の農家のうち52戸、つまり64.2%が1.0~2.9ヘクタールの規模階層に集中してみられる。さらに1.0ヘクタール未満にある8戸をこれに加えると60戸となり、全体の74.1%の農家が3.0ヘクタール未満層にあることが知れる。この地域の米作農家の低い生産力、旱魃等による生産の不安定性を考慮に入れると3.0ヘクタール未満という経営規模は、はなはだ零細というほかないが、そういった零細経営層への農家の高い集中がこの村の農家構成における一つの特徴である。

これら3ヘクタール未満60戸のほかは3.0~4.9ヘクタール規模階層に11戸、5.0~9.9ヘクタール層に6戸、10.0ヘクタール以上層に4戸みられる。3.0~4.9ヘクタール層は3ヘクタール未満層に比

べると経営が多少なりとも安定してくると考えられるが、それでも後述されるように兼業への依存が大きく、村内にあっていわば中間層に当る。規模からみて経営が十分に安定的と考えられるのは5.0ヘクタール以上層で、このなかにはハシエンダの差配人、小作地の一部を他の小作人に又貸ししているもの(ナムムイサン)等が含まれ全体で10戸、これが村内の上層農家を構成するとみられる。

第8表 経営規模別・専・兼業別農家戸数

経営地規模 (ヘクタール)	農家戸数	専・兼業別 (1)		
		専業	兼業	
			雇われ	自営
0.0~0.9	8	—	7	1
1.0~1.9	28	1	23	4
2.0~2.9	24	4	17	3
3.0~4.9	11	—	4	7
5.0~9.9	6	2	3	1
10.0~	4	3	1	—
合計	81	10	55	16

(注) (1) ここで専・兼業別というのは決して言葉の厳密な意味においてではなく、に農家が農業以外の雇用機会(収入源)をもっているかどうかによって区別したまでである。

専業と兼業——かかる経営規模別農家構成は当然専・兼業別構成に反映される。ここで専・兼業別というのはたんに農家が農業以外に雇用機会あるいは収入源をもつか否かによる区別にすぎないが、それによるとこの村で専業農家は10戸、農業経営以外にも収入をもつ兼業農家が71戸となる。

専業農家10戸を経営規模階層別にみると3ヘクタール未満の零細層に5戸、中間層になくて5ヘクタール以上の上層に5戸という分布を示すが、経済的にみていわゆる農業専業という言葉にふさわしい状態にあるのは上層の5戸だけである。零細層の5戸はいずれも、家族構成が老夫婦だけ、夫に先きだたれたうえに子供が小さくて世話が

かる、精神異常者、といった特殊事情から副業をもっていないのにすぎない。

専業農家を除く71戸はすべて他に何らかの雇用機会あるいは収入源をもつ兼業農家で、兼業の内容によって二つに大別できる。すなわち雇われ兼業と自営兼業である。雇われ兼業のなかには農業賃労働者、乗合バス、ジブニーの運転手、建設工事労働者、裁縫師、ハシエンダの差配人が含まれるが、もっとも多いのは農業賃労働を兼業形態とするもので雇われ兼業農家55戸中45戸と8割強を占めている。他方、自営兼業にはトライシクル tricycle (モーターバイク付き輪タク)、カレサ kalesa (1頭立て乗合馬車)の自営、ジープによる運送業、ごく零細な養鶏、河川や沼沢地での漁師、が含まれる。このなかでは、自営兼業農家16戸中13戸を占めるトライシクルおよびカレサの自営がもっとも中心的兼業形態となっているが、これはギンバ町のポブラシオンからこの村までの距離が約6キロもあって、住民がこの間を往来するのにこれらの交通手段に依存せざるを得ないという事情を反映するものである。13戸の農家は、トライシクルあるいはカレサをそれぞれ1台ずつ所有して、村とポブラシオンの間の運行を半ば独占的に行っている。

兼業農家を経営規模階層別にみた場合の特徴的傾向として、零細経営層では雇われ兼業、中間層は自営兼業への依存が高いという点を指摘できる。しかも、前者においては47戸の雇われ兼業のうち41戸が農業賃労働を兼業とし、後者では7戸の自営兼業中7戸全部がカレサまたはトライシクルの自営であることから、ここにこの村における兼業形態の一つのパターンを認めることが可能なようである。

小作形態——ところで、この村の農家のなかに

は定額借地農と分益小作農があり、定額借地農のなかにはナムムイサン、たんなる定額小作、元分益小作が含まれていることは前節で指摘した。次に、そういった小作形態別構成と経営規模別階層構成との関連を、第9表によってみておこう。同表によると、分益小作と元分益小作は3ヘクタール未満の零細経営層に圧倒的比重でみられ、ナムムイサンは5ヘクタール以上層にのみみられることが知られる。これを規模階層別にいうと、上層を構成するのはナムムイサンと定額小作、中間層は主に定額小作、零細層は定額小作と分益、元分益小作とがほぼ半々ということになる。

第9表 経営規模別、小作形態別農家戸数

経営地規模 (ヘクタール)	農家戸数	小作形態別			
		定額小作			分益小作
		ナムムイサン	定額	元分益	
0.0~0.9	8	—	2	4	2
1.0~1.9	28	—	13	15	—
2.0~2.9	24	—	16	5	3
3.0~4.9	11	—	7	3	1
5.0~9.9	6	2	3	1	—
10.0~	4	2	2	—	—
合計	81	4	43	28	6

以上がサン・アンドレス村の農家構成であるが、要約すると次のようにいえる。村の農家の経営規模別階層構成は圧倒的比重をもつ3ヘクタール未満の零細層、経営的に必ずしも安定的でない3.0~4.9ヘクタールの中間層、経営的にみて安定的な5ヘクタール以上の上層の3層からなる。零細層は定額小作と分益および元分益小作によって構成され、農業賃労働を中心に雇われ兼業への高い依存傾向をもつ。中間層は主として定額小作によって構成され、兼業のなかでもトライシクル、カレサ等の自営兼業に依存する。これに対して上層はナムムイサンと定額小作からなり、零細層、中間層

と比べて経営が断然安定的で、ハシエンダの差配人あるいは厳密な意味での専業農家がみられるのもこの層である。

2. 米作経営

すでに指摘したように、この村の農家はいずれも米の生産に主力をおく米作農家である。したがって、ここではもっぱら米作経営を中心にその耕作体系、農機具、労働力、改良技術等の問題について概観する。

耕作体系——まず作付体系であるがこれには雨期の第1期作 panahon と乾期の第2期作 palagad とがみられる。灌漑施設がはなはだ不十分なこのハシエンダにあって乾期作が主力になるはずがなく、本作は当然雨期作である。

雨期作は西南モンスーンの影響を受けて中部ルソン一帯に降雨がみられるようになると間もなく全農家によって一斉に開始される。したがって、この村で荒起し、苗代作り等の準備作業がはじまるのが大体6月末から7月初めで、雨期の最中である8月に田植期となる。この時作付けされる品種にはラミナッド raminad, スクアッド squad, ビナト binato, インタン intan, ティレ・マス tjre mas, BA 3等在来種が断然多く、IR—5, C—4, BPI—76 といった高収量新品種はごく一部の農家によって部分的に作付けされるにすぎない。収穫期は雨期も完全に終り乾期のはじまる12月に訪れる。刈取られた稲穂はまずマンダラ mandala と呼ばれる稲堆にされ、約1カ月間乾燥させて脱穀される。したがって、脱穀が行なわれるのは大体1月末から2月初めにかけての時期となる。

ひきつづき2月末から乾期作にはいり、3月に植えて雨期の始まる6月中旬までに刈取りが済まされる。乾期作は水の問題があって作付けが大きく制約され、作付農家数は1968/69年度に81戸中

16戸にすぎず、しかも、それら農家の作付面積は1.5ヘクタールを最高に大体0.5ヘクタール前後というのが実情であった。品種については、最近の高収量品種普及の効果もさることながら、乾期作の栽培期間が雨期作に比べて短くなることもあって、一般に在来種と比較して相対的に成育期間の短い新品種が好んで栽培され、上記16戸中13戸においてこれの作付けがみられる。

生産手段——この村でみられる農機具あるいは農業施設等土地以外の生産手段には次のようなものがある。耕耘・索引用動力として水牛とトラクター、耕耘用すき、まぐわ、運搬用のパトケpatke (小型竹製そり)、カレタ kareta (小型木製そり)、カリトン kaliton (大型木製牛車)、刈取り用鎌、手押除草機、手押の農薬散布機、籾貯蔵用のカマリン kamaling^(注1) (貯蔵倉庫)、ガラン garang (大型竹籠)、稲摺用臼、灌漑用ポンプ、等である。

村内でみられる農機具・施設に関して注目すべき第1の点は、中型トラクター(1台)、手押除草機(所有農家6戸)、農薬散布機、灌漑用ポンプ(2戸)の存在である。もちろん、これらはごく限られた農家が所有しているにすぎないが、いずれも改良農法に関係するものであることは確かである。したがって、後に再度取り上げてその導入のされ方、農家の経営規模別構成との関係を検討しなければならない。

第2に、脱穀用農機具の欠如である。村の農家がいずれも米作経営であることからすると脱穀機がみられないのは不思議であるが、実は小作契約書のなかに明記されているように、脱穀はハシエンダがトリリアドーラを巡回させて行なわれるために個々の農家にとってそれを所有する必要がなく、したがって村内にこれが1台もみられないのである。

個々の農家における上記生産手段の所有に関しては、それが自己完結的でないという点が特徴である。比較的多くの農家でごく普通にみられる生産手段といえば上記のうちでも水牛、すき、まぐわ、鎌、それに運搬用そりぐらいで、その他は必ずしも一般的ではない。現在村で水牛を所有する農家は58戸で、それらが必ずすき、まぐわから鎌にいたるまでもっているかというところとは限らず、逆の場合も同様である。また、農家のなかには農機具らしきものを全く所有していないものも何戸かみられる。このように、米作経営にとって最低限度不可欠と思われるような生産手段でさえ個々の農家において完結的には所有されていないのであるが、これには後述されるような米作経営のあり方、とくに雇用労働力依存、血縁者間での共同利用等が関係していると考えられる。たとえば、農機具を全く所有していなくても耕耘作業はトラクターあるいは水牛による賃耕が可能であり、田植え、刈取り作業も雇用労働に依存すれば最後の脱穀はハシエンダのトリリアドーラがやってくれる。また、特殊な農機具については親戚の者から借入れることもできるのである。

次に、生産手段のなかでもとくに費用のかかるトラクター、ポンプ、水牛、カリトンの四つについてその所有と経営規模別構成との関係をも第10表によってみよう。

第10表 農家の経営規模別主要生産手段所有状況

経営地規模別 (ヘクタール)	農家総数	主要生産手段所有農家数			
		水牛	カリ トン	トラク ター	ポンプ
0.0~0.9	8	4	1		
1.0~1.9	28	19	1		
2.0~2.9	24	19	4		
3.0~4.9	11	8	3		
5.0~9.9	6	5	1		1
10.0~	4	3	2	1	1
合 計	81	58	12	1	2

まず水牛についてみると、これを所有する農家は58戸（全体の71.6%）、10ヘクタール以上層から1ヘクタール未満層に至るすべてに分布していて階層別所有農家の割合に大きな差を認めることはできない。カリトンは所有農家数12戸でその数は水牛の場合に比べてずっと少なくなるが、零細層から上層にいたるすべてに分布する。水牛もカリトンもともに在来農法に密着するものであるが、こういった種類の生産手段の所有は経営規模別構成とあまり関係していないといえそうである。しかも、水牛の場合とくにその所有率が上層、中間層、零細層のすべての階層にわたって70%を越えるということから、水牛を所有することが農家にとって一つのもっとも基本的条件となっているとみることができよう。これに対してトラクター、灌漑ポンプについては、それらが非常に大きな資本力を必要とすることもあって、所有農家が上層だけに限られている。

労働力——米作経営における農作業には準備作業として耕起・整地、苗代作り、田植え作業として苗束ね、植付け、肥培管理作業として施肥、除草、農薬散布、水利管理、収穫作業として刈取り、稲堆作り、脱穀、そうして最後に収納・運搬作業がある。このうち水利管理と脱穀は主にハシエンダの責任で行なわれることはさきにみたとおりである。ここでは上記農作業のうちでもとくに主要な休業過程と思われる耕起・整地、田植え、刈取り、運搬の四つについてその労働力の形態、それと経営規模別階層構成の関連を検討してみよう。

この村の農家が米作経営において依存する労働力には自家労働力、手間替え *suyuan*、雇用労働力の三つがある。前二者についてはことさら説明を加えるまでもないが、雇用労働力についてはあらかじめ概略を述べておかねばなるまい。

雇用労働力はその雇用形態により常雇と臨時雇に分かれる。常雇は、いうまでもなく常時雇主のもとにあって農作業の種類には無差別に参画する。サン・アンドレス村では上層の5戸と中間層の1戸に計6人の常雇がみられ、うち1人は村外からの住込み、他の5人は村内の零細層と非経営層の出身で通いである。報酬については一様でないが、住込みの場合、食べさせかつ着せて年収20カバンという事例がある。村内に元常雇が2人みられ、両者とも結婚を機会に雇主から1ヘクタール未満の小作地分与を受けて独立している。他方、臨時雇は主に田植え、収穫等の農繁期にみられる。労働力供給源はさきに述べた村内零細経営層のなかの雇われ兼業農家および村外からやってくる農業労働者群で、賃金形態によってウパハン *upahan*（日給制）、パキヤウ *pakyaw*（請負制）、フスサン *hunsan*（歩合制）に分かれる。この村では田植え、刈取り作業を通してウパハンがもっとも普通の形態である。ただし、耕起・整地作業にみられるトラクターによる賃耕、刈取られた稲あるいは脱穀後の籾米のトラックによる運搬等はいずれもギンバ町のポブラシオンにいる業者が請負うもので、一種のパキヤウである。また、脱穀においても農民は一定割合で地主に脱穀代を支払うのであるからフスサンの一形態とみられる。

以上が労働力の形態に関する概要であるが、ここで農家の雇用労働力依存の傾向をみるために雇主によって現金または現物決済されるかどうかにより雇用労働力とそうでないもの（非雇用労働力）とに大別しよう。前者には常雇、臨時雇、それに業者による農作業請負が含まれ、後者には自家労働力と手間替えとがはいる。かかる分類によって米作経営の主要農作業過程における労働力形態を経営規模別に示したのが第11表である。

第11表 主要農作業の労働力形態と経営規模別構成

経営地規模 (ヘクタール)	農家 数	耕 起		田 植		刈 取		運 搬	
		非雇 用	雇 用	非雇 用	雇 用	非雇 用	雇 用	非雇 用	雇 用
0.0~0.9	8	7	1	3	5	6	2	6	2
1.0~1.9	27	21	6	8	19	12	15	10	17
2.0~2.9	24	15	9	5	19	13	11	13	11
3.0~4.9	11	6	5	2	9	3	8	3	8
5.0~9.9	6	3	3	1	5	1	5	—	6
10.0~	4	—	4	—	4	—	4	—	4
合 計	80 ⁽¹⁾	52	28	19	61	35	45	32	48

(注) (1) 本表において農家数合計が80戸となっているのは、調査時点に1農家(経営規模1.5ヘクタール)の戸主がマニラに出稼ぎに出ていて家族のものから経営内容の詳細を聴取することが不可能であったためにその農家がここでは除外されているからである。

同表から読みとれる特徴的傾向として、第1に、上層においては雇用労働力の比重が圧倒的に大きく、その際農作業の種類に対しては無差別的であること、第2に、中間層では耕起・整地作業で労働力の両形態の比重がほぼ等しくなるほかは大体雇用労働力の方が中心的事であること、第3に、零細層では全体として雇用労働力の比重が低下して逆に非雇用労働力、つまり自家労働力あるいは手間替えの比重が上がってくるが、その場合耕起・整地作業においては非雇用労働力、田植え作業は雇用労働力、刈取りと運搬作業では両者がほぼ半々といった具合に、農作業の種類に対してきわめて差別的であること、を指摘できる。

中部ルソンの米作経営に関する一つの特徴的傾向としてこれまで指摘されてきたのは、雇用労働力への高い依存という点である^(注2)。サン・アンドレス村の米作経営についても上にみたように雇用労働力への依存傾向はたしかに認められるのであるが、それと同時に非雇用労働力の比重の大きいことも見逃すことはできない。とくにそれが経営規模階層構成と大きく関係してみられる点は重

要である。

サン・アンドレス村の米作経営における労働力形態がこのように中部ルソンの一般的特質とはかなり異なった傾向を示すのは小作制度の影響によると考えられる。かつて高橋彰氏が指摘したように、中部ルソンにおける米作経営の高い雇用労働力依存は分益小作制と強く関係するのであって^(注3)、それとは性格を大きく異にする定額借地制のもとにあるこの村の米作経営が異なった傾向を示すのは当然といえよう。

改良技術——さきほど農家の稲作作付体系ならびに農機具所有状況を概観する過程で、明らかに改良技術、あるいはそれに関係すると思われる農機具の存在が認められた。この村の農家の間には在来農法ではみられない新しい技術が一部に普及していることはたしかである。そこで次に、そういった新しい農業技術にどういったものがみられるか、その導入のされ方、さらにそれらが農家に対してもつ意味を考えてみよう。

現在村内でみられる改良技術としては2期作の作付、高収量品種の栽培、トラクターによる深耕、正条植、手押除草機、施肥慣行等があげられる。

まず2期作であるが、すでに述べたように1968/69年度にこれを作付けした農家は16戸であった。第12表によって経営規模階層別にみると、2期作は上層から中間層、零細層にわたって全てに分布するが、それぞれの階層における作付農家の割合は上層で10戸中6戸つまり60%と最も高く、中間層で27.2%、零細層では59戸中7戸で、わずか11.9%と規模が小さくなるにつれて急激に低下する傾向にある。このことは、上層農家がハシエンダのなかにあつて比較的条件的にいい小作地を保有していることの反映であると考えられる。というのは、そもそもこの村で2期作が可能となるのは

戦後になってハンエンダが農園内の一部に灌漑溝を敷設してからであり、現在の2期作がもっぱらそれに依存するものであるからである。

第12表 農家の経営規模別改良技術導入状況

経営地規模	農家数	改 良 技 術					
		2期作	ポンプ灌漑	新品種	トラクター深耕	正条植	手押除草機
0.0~0.9	8	—	—	1	—	—	—
1.0~1.9	27	6	—	6	1	—	—
2.0~2.9	24	1	—	5	1	2	3
3.0~4.9	11	3	—	3	1	—	—
5.0~9.9	6	4	1	4	2	3	1
10.0~	4	2	1	4	4	1	2
合 計	80 ⁽¹⁾	16	2	23	9	6	6

(注) (1) 第11表と同様。

なお、村内上層農家のなかに他村の農家と協同で私設のポンプ灌漑を行なっているものが2戸みられるが、これは雨期作の灌漑であって乾期の2期作とは関係がない。

次に高収量品種の栽培である。この村で見られるのはIR—5、C—4、BPI—76の3品種であるが、これらはいずれも目下フィリピンで全国的に普及されつつある代表的奨励品種に属す。1968/69年度の乾期作と1969/70年度の雨期作に新品種を作付けした農家は全部で23戸である。これは全農家の29.1%に当り、1村内の普及率としてはかなり高いといえる。もっとも、個々の農家における新品種作付けは経営地の一部であって全体ではない。したがって、作付面積では普及率はずっと低くなる。なお、新品種の栽培を作付期別にみると雨期作が80戸中16戸、乾期作が16戸中13戸であるから、新品種の普及は乾期作の方でより進んでいるといえる。

フィリピンでは一般に、新品種の普及は経営規模階層に対して選択的であるといわれるが^(注4)、その傾向はこの村の農家の場合にもある程度うか

がえる。第12表によると、新品種栽培農家の割合は上層で80.0% (10戸中8戸)、中間層27.3% (11戸中3戸)、零細層20.3% (59戸中12戸) となって上層農家の間での普及が際立って高い。これは新品種がそれ自体単独の改良技術として存在するのではなく後述されるような一連の農法体系の一環をなすものであること、しかもその改良農法が在来農法に比べて極度に費用集約的であることから、当然経営資金的に余裕のある上層農家から普及が進む結果になると考えられる。ただ第12表で一つだけ注目しなければならないのは、普及率は低いけれども零細層にもすでに12戸の新品種栽培農家がみられるという点である。このことについては後にもう一度ふれられよう。

新品種といわばセットになっている改良技術の一つに正条植がある。もっとも、正条植自体は1950年代半ばにフィリピンで普及が試みられたマサガナ masagana, マルガテ margate 等改良農法の中核をなす技術であって決して新しいものではないが、この村に導入されたのはここ2~3年前からの新品種普及と同時であった。現に、村内で正条植を実施している農家は6戸(上層の4戸と零細層の2戸)でいずれも新品種栽培農家である。しかも、正条植は在来の乱密植に比べて労賃費が2~3倍もかかることから新品種の作付けされた部分に限られている。

トラクターによる深耕も新品種栽培と共に改良農法の一環として推奨されている新技術である。耕起作業をトラクターに依存する農家は村内に9戸みられ、階層別には上層の6戸、中間層1戸、零細層2戸という構成になる。もちろん、大方の場合これが賃耕であることはいうまでもないが、零細層の1戸を別にするとそれは水牛なりトラクターなりの耕耘用動力を所有していないことによる

ものではなく全く逆であって、いずれも新品種栽培農家と一致している。

除草に関しては手押除草機の導入がみられる。サン・アンドレス村で最初にこれを購入したのは上層のなかのナムムイサンで今から3年前の1967年であった。現在6戸の農家がこれを所有するがいずれも新品種栽培農家と一致する。階層別には上層で3戸、中間層になくて零細層に3戸となり、どちらかという経営規模の小さい層で普及が進む傾向を察知できるが、これは新品種を中核とする今回の改良農法普及と関連して何かを物語っているようにも思われる。

この村でみられる改良技術のなかでも普及が進んでいるという点からとくに注目しなければならないのは施肥についてである。現在村の農家のうちでその米作経営において肥料を使用しない農家は全くみられない。もちろん使用量は個々の経営で異なるが、肥料の使用という点に関する限りここでは半ば慣行化しているとさえみることができ。ただし、これは最近の新品種普及とともにはいってきた改良技術ではなく、それ以前からこの村に存在したといわれる。在来農法には本来ないはずの肥料使用がなぜ以前からこの村でみられるのかという疑問に対しては、古くからこの村に住む農民の次のような説明が回答の手掛りを与えてくれる。つまり、「戦前までは土地が十分に肥沃であったが、戦後地力が急速に衰えて農家が肥料を使用するようになった」という。第Ⅲ節でも述べたように、この村の農民が耕作する土地は1920年代後半から戦争直前までの期間に開墾されたもので、そういった土地での急激な地力低下はその後地力維持のための人為的方策が施されない場合によく起こる現象である。分益制と異なって定額借地制のもとにある農民の場合、急激な地力低下＝

生産量の激減が直ちに小作料支払不能に導き、それが度重なりと地主による土地取上げに遭遇するという形で経営自体が根底から脅かされる。したがって、この村の農民が肥料の使用という形でこれに対処したのは十分に納得できるといえよう。かくして現在みられるような施肥慣行ができ上がったのである。

以上がサン・アンドレス村でみられる改良農法ならびにその普及状況の実態である。次に、これら新品種を中心とする一連の改良技術がどういった形で普及されてきたか、それが農民に対していかなる意味をもつと考えられるかを検討してみよう。

この度の高収量新品種の普及がそれを中心とする一連の改良技術を伴った新農法という形で主に政府の農業普及機関を通して進められていることは周知のとおりである。この村との関連では二つの普及方法がみられる。一つはFACOMA(農業協同組合)の融資条件に新農法をリンクさせる方法であり、他は新農法に立脚した具体的生産プロジェクト実施による方法である。

第1の方法では、農協からの融資申請に際して農民の提出する生産計画書 production schedule が新農法導入を前提としたものであること、しかも生産計画書作成にあたって APC(農業生産性委員会)普及員の助言を受けたことの証明があること、という2点が条件とされる。APC普及員が農民に対して行なっている奨励基準ならびにその費用は第13表にその事例を示したとおりであるが、これを在来品種の場合と比べると約8倍も高くなり新農法が極度に費用集約的性格のものであることがうかがえる。こういった基準に沿って立てられた生産計画を提出した場合に初めてFACOMAからほぼ希望通りの融資を受けることが可能とな

る。もつとも、諸々の事情から農民はすべての面でこの生産計画に厳密に従うとは限らない。

第13表 奨励技術と在来技術の主要費用項目別
ヘクタール当り費用比較

主要費用項目別	奨励品種栽培		在来品種栽培	
	奨励技術	費用(ペソ)	在来技術	費用(ペソ)
種子	高収量品種	40	在来品種	20
耕起	トラクターによる深耕(賃耕)	60	牛耕(自前)	0
田植	正条植	60	乱密植	25
肥料	配合(12-24-12)4袋	88	平均0.5袋	11
農薬	尿素(45-0-0)2袋	42		
	バスデイン、ガンマBHC、その他	112	なし	0
除草	手除草の場合20人	40	なし	0
合計		442		56

(注) 奨励技術及びその費用はAPCの奨励基準により算出。なお、費用の算出にあたってはギンバ町一帯における調査時現在の平均的相場を用いた。

第2番目の方法にもとづいて実施された具体的プロジェクトとしては Rice Seed Multiplication Project と Cooperative Farming Project の二つがある。種子増殖計画の方は、APC 普及員の企画と営農指導のもとにサン・アンドレス村の農民7人(うち上層から5人、零細層2人)を含む9人の農民協力者を得て1968/69年度の乾期作において実施された。作付品種はIR-5とC-4-63, 作付面積は全体で12ヘクタールで、平均収量はヘクタール当り110カバンであったといわれるから、実に驚くべき高収量が実現されたことになる。これには、農民協力者がおもに上層農家であったこと、作付地が乾期でも十分な灌漑の効く優良地であったこと、さらに面積が限られて濃密な営農指導が可能であったこと等の有利な条件が大きく作用していると考えられる。収穫された籾は一部を肥料、農薬代等生産資材費返済にまわし残余は次年度の作付けのために FACOMA に保管された

といわれる。1969/70年度の雨期作においてサン・アンドレス村で新品種栽培農家が増えたのはこれと無関係ではあるまい。

この種子増殖計画につづいて1969/70年度に始められたのが Cooperative Farming Project である。もつとも、これは表面上はともかく実質的には APC のプロジェクトとはいえない。というのは、このプロジェクト実施にあたって影の推進者ともいべきさる民間の農業経営代理会社が一枚大きく加わっているからである。つまり、この会社がまず FACOMA から農民融資に関する非公式協力をとりつけ、APC をたてながらも実際には農民に対して影響力の大きいハシエンダの副支配人、ポブラシオンの肥料農薬商人兼高利貸と共同して農民をこのプロジェクトに引入れたという経過がある。しかも、実施の過程では参加農民を同会社から派遣される技術者の営農指導下におき、営農指導の代償として収穫の5%を徴収しているのである。現在プロジェクト参加者は36人、うちサン・アンドレス村からは21人みられる。農民にとってこれに参加することのメリットは何といっても FACOMA からの低利融資が容易に受けられることであろう。(もちろん、農協に加入していない農民の場合はこのプロジェクトに参加することによって直ちに組合加入が認められたということである。ところが、前年度の試み(種子増殖計画)と異なって今回は非灌漑地が大きくプロジェクトに組込まれたこともあって増収の方はほとんど見るべきものがなかったということであるから、結局 FACOMA からの融資は農民を経由して直ちにポブラシオンの肥料・農薬等農業生産資材商人に流れ、資材投入の結果得られた若干の増収分は収穫後直ちに経営代理会社に吸収され、農民の手もとに残ったのは FACOMA への借入金返済分だけであっ

ことになる。この限りで今回のプロジェクトは、おおよそ成功とはいえないものであったわけである。

ところで、サン・アンドレス村における新品種その他の改良技術普及が農家の経営規模階層に対していちおう選択的傾向を示しているという点についてはすでに述べたとおりであるが、それと同時に3ヘクタール未満の零細層にもある程度改良技術普及の浸透がみられることもまた確かであった。これがいかなる要因にもとづくものであるかを探るために改良技術を導入している農家の相互関係を吟味してみよう。

改良技術のなかでもそれを採り入れているケースのもっとも多い新品種についてみると、23戸のうち20戸までが義理の関係を含む六つの親子、兄弟関係のなかにあることがわかった。つまり、六つの血縁グループのなかに20戸がはいるということである。残る3戸のうち2戸は新品種を栽培しているナムムイサンと下小作関係にあり、最後の1戸は他の新品種栽培農家と親交関係をもつ。新品種以外の改良技術についてもそれを採り入れている農家相互の間はかなり血縁関係の存在が認められる。

事例が限られているためにここで直ぐに結論を導くことは厳に慎まなければならないが、以上の事実に立脚すると少なくとも次のような想定を行なうことは可能であろう。すなわち、改良技術は外部からの侵入においてまず上層農家に向かい、その後おもに血縁関係を通して他の階層に拡散する、という想定である。かかる想定に立つと、改良技術が普及過程においても経営規模階層に対しての選択的傾向と零細層にもすでにある程度みられる普及の実態との関係がいちおう理解できるようである。

以上われわれはサン・アンドレス村における改良技術、その普及状況、普及のされ方について概観してきたが、最後にそれら改良技術が農民に対してもつ意味を簡単に考えてみよう。というのも改良技術ないしその普及というものが農民に対して常に有利な条件をもたらすとは限らないからである。すでに見てきたように、この村で現在普及されつつあるのは新品種を中心としてそれをめぐる一連の改良技術、つまり新しい農法である。これが在来農法と比べて著しく飛躍的に費用集約的農法であることは先述のとおりであるが、一方で政府機関によるいささか強行的とも思える普及活動と、他方で農民が主に定額借地制のもとにあることからくる新農法への比較的積極的な対応という普及を受容する側の条件とがあって、これまでの普及にいちおうの進展が認められる。ところが、最初はおもに上層農家に限られていた新農法普及がすでに一部ではっきりと認められるように村の農家の大半を占める零細層を大きく巻き込みつつある現在、新農法の農民に対してもつ意味が新たな局面に達しつつあるのを見逃すことはできないのである。新しい農法がその本来備えている特性を実現するためには何よりもまず水の問題を含む圃場の物理的条件が十分整備されていなければならないが、ハシエンダ・サンタ・ルシアではそれがごく一部を除いて決して十分ではない。灌漑の状態が著しく不備であることは農民がしばしば口にする“tuyot at tuyot”（明けても暮れても早魃）という嘆きの言葉が十分に表現するところである。2期作も可能な比較的有利な条件の小作地を保有している少数の上層農家は別として、零細層の多くの農家はまさしく早魃による被害に常にさらされている。かかる状態を克服するにはハシエンダ全域にかけての大規模な土地基盤整備、灌漑

施設の整備拡充がなによりも必要とされるのであるが、それを個々の農家に期待することは現行小作制度からみてできうべくもない^(注5)。

とすると、そういった状態のもとで目下進行中の新農法普及は、それが著しく費用集約的であることからいやが応でも農民を貨幣経済のなかに一層深く引き込み、農民の階層分化を大きく推し進めるであろうと考えられる。さきに見た Rice Seed Multiplication Project と Cooperative Farming Project の実施過程ならびにその成果がその端的傾向をはっきりと物語っていると思われる。すなわち、上層農家を中心に有利な条件の土地だけに限って試みられた種糧増殖計画では驚異的成果を上げ得たのに対して、零細層と不利な条件の圃場を抱き込んで実施された Cooperative Farming Project の方は融資が農民を通過したことによって農民以外のものに利益をもたらしたが、農民には農協への借入金返済を残しただけであったのである。

3. 農家経済

以上この村の農家の米作経営についてみてきたが、そういった経営を基盤として成立している農家経済がいかなる状態にあるかを最後にみておこう。その場合、農家経済を正確に把握するためには農業・農外所得、家計支出に関してきわめて詳細でかつ一定期間継続的に行なわれた調査データが前提とされることはいうまでもないが、今回はそういった調査を全く欠いている。したがって、以下では手もとにあるデータに依拠しながら農家の自家保有米、小作料支払い、負債等の状態をみてゆくなかでこの村の農家経済の概略に接近することにしよう。

この村の農家はその米作経営からどれほどのものを獲得できたかを知る一つの重要なメルクマー

ルに自家保有米の量がある。というのはそれが実現される仕方に次のような事情があるからである。すでに指摘したように、農家が収穫した稲はハシエンダの指定する場所に稲堆として積上げられ、後にハシエンダのトリリアドーラが巡回してきて次々と脱穀される。この時にはハシエンダの差配人はもとよりポブラシオンから商人、金貸しまでどっと集まるが、それは脱穀後その場で直ちに小作料、掛売り、負債の取り立てがなされるからである。したがって、農民は収穫のなかからまずハシエンダに対して小作料、水利費、脱穀代(100カバンにつき4カバン)を支払い、つづいて商人、金貸しに肥料等の掛買い、飯米の前借り、現金負債等々を粃で返済する。農家によってはその後さらに残余の一部を当座の現金需要のために米穀商人に販売する場合もあり、また、負債返済が完済できなくて債権者からのおめぐみで数カバンの粃を残してもらおうといったケースも皆無ではない。

ともあれ、こうして残った部分が自家保有米として家に持ち帰られるが、その経過だけはすべての農家の場合に共通する。こういった意味から自家保有米の量を農家の農業所得の一端を示す重要なメルクマーとみることができるのである。

農家の自家保有米を1969/70年度の雨期作(本作)についてみると、それが皆無であったものが19戸、10カバン以下の農家を合わせると全農家の半数に近い39戸に達する。ここでかりに1人当り年間粃消費量を4カバン^(注6)として個々の農家の需要量を算出し、それに自家保有粃量が満たないものを不足農家として経営規模階層別に示すと第14表ようになる。すなわち、自家消費量を十分賄えるだけの粃米を確保できなかった農家は実に51戸、全体の33%に達していることになる。これら

自家保有米不足農家は当然経営規模を反映して零細経営層に集中するが、とはいっても上層のなかの5.0~9.9ヘクタール層に2戸、また3.0~4.9ヘクタールの中間層に8戸もみられる。各階層についてその割合をみると中間層で72.7%と最も高く、つづいて零細層68.3%、上層22.2%となる。零細層の方が中間層よりも割合が低くなっているのは、この層に親から小規模の小作地分与を受けて最近独立した「第2世代」の農家が多く含まれており、それらの農家の家族構成がいまだ小さいことによるものと考えられる。

第14表 農家の経営規模別経済状態

経営規模別	農家総数	経済状態を示す主要指標					
		自家保有米不足(推定)		商人・高利貸からの負債		小作料支払延滞	
		農家数	割合%	農家数	割合%	農家数	割合%
0.0~0.9	8	6	75.0	8	100.0	4	50.0
1.0~1.9	28	20	71.4	23	82.1	15	53.6
2.0~2.9	24	15	62.5	19	79.2	8	33.3
3.0~4.9	11	8	72.7	7	63.6	4	36.4
5.0~9.9	6	2	33.3	4	66.7	2	33.3
10.0~	4	—	0.0	—	0.0	—	0.0
合計	81	51	63.0	61	75.3	33	40.7

なお、以上はもっぱら雨期の本作に関する状態であって農家によってはこの他に乾期作を行なうものもあるわけであるが、さきにも指摘したように2期作農家の作付面積ははなはだ限られたものでしかなく、いかほどの米が自家消費のために確保されるとしてもせいぜい補完的意味しかもたないであろう。

それにしても、この村の農家のように米作だけに依存する経営にあつて、なおかつその過半数が家族の消費量すらまかなうだけの粳米を確保できないということは大きな問題である。これら自家保有米不足農家は、向こう1年間食いつなぐために一つは農業以外の収入源に、他は飯米前借りあ

るいは現金負債に頼らなければならない。もっとも、純農村地帯で農外収入といってもその機会是非常に限られるからいきおい負債への依存が大きくなるのである。

この村の農家が日常生活において現金または飯米の必要を満たすためにもっとも普通に依存する負債源はポブラシオンの商人、金貸しである。これらの源泉からの借入れは、通常恐るべき高利を伴う。一般に、現金の場合は100ペソにつき元金と粳米4カバンまたは元金の25~30%、精米の場合1カバン(精米1カバンは大体粳2カバンに相当)につき粳3.5ないし4カバン、肥料の掛買いは1袋につき粳2カバン、いずれも次の収穫期に粳米による返済が条件とされる。通常農家が飯米あるいは現金の必要に迫られて借入れを始めるのが本作の作付け開始前後からであるから、返済までの期間とは大体6カ月以内と考えてよいし、加えて収穫時における生産者米価の低落を合わせ考えると上記貸付条件はいずれも半年で50%から100%あるいはそれ以上ということになる(注7)。

かかる法外に高い利息を伴う負債も、農民が生活と経営を維持していくためには、残された唯一の手段として依存しなければならない。この村でこういった条件の負債をもっている農家は61戸みられ、階層別には上層4戸、中間層7戸、零細層では実にその82%にあたる50戸となっている(第14表参照)。これら負債農家では収穫時に大量の粳米を負債返済として取り立てられるのであるが、その結果本来自家保有米となる部分が大きく縮減する。そうして、不足分はまた新しい負債に頼らざるを得なくなり、こうして負債の悪循環がくる年もくる年も繰返されるのである。このようにみえてくると、この村の大多数の農家では負債がすでに経済循環のなかに深く組込まれているとい

っても過言ではあるまい。とくに零細層と中間層においてはそうである。

農家負債にまさるとも劣らず重要なのが農家の小作料延滞である。第14表によると、1969/70年度の本作終了後小作料延滞となった農家が33戸みられる。これは全体の40.7%に相当するが、階層別には零細層に27戸と最も多く、そこでは大体2戸に1戸の割合で小作料延滞農家がみられる。これら小作料延滞は決して同年度に始まったことではなく、この辺でかなり頻繁に起こる早魃等を直接の契機として以前から存在する。それというのも、このハシエンダの小作制度が、定額借地制であって減免慣行が全くみられないために、いったん凶作に遭遇して小作料支払不能に陥るとその後の努力にも拘らず支払延滞状態からの脱出は非常にむずかしい。とくに零細層の農家の場合事態が深刻となるであろう。

農家が小作料支払いを怠ると、ハシエンダによる土地取上げという形によって経営が根底から脅かされることになることは小作契約内容のところすでにみたとおりのことである。もっとも、実際にハシエンダが行なう場合に小作人がおかれた諸々の事情が多小なりとも勘案されること、また小作人が小作料支払いを拒否するのでない限り土地取上げが行なわれないことは確かのようなのである。ともあれ、農民にとって小作料支払延滞の方が商人からの負債よりもはるかに重要な意味をもつことはいうまでもないのであって、それにも拘らず全体の4割強の農家が延滞状態にあることはおおいに注目すべきであろう。

(注1) Kamaling はイロカノ語であって、タガログ語ではカマリグ Kamalig と呼ぶ。

(注2) たとえば、高橋彰『中部ルソンの米作農村—カトリナン村の社会経済構造—』アジア経済研究所 昭和40年 35—57, 124—126ページ、拙稿「フィ

リビンの米作農村—ラグナ州トップアン村の実態調査報告—」(荒川・斎藤編『アジアの土地制度と農村社会構造II』アジア経済研究所 1967年) 183—187ページ、および拙稿「フィリピン米作農村の社会経済構造」(『前掲書』) 290—294ページにその実態が詳細に報告されている。

(注3) 高橋彰『前掲書』124—126ページ。

(注4) たとえば、家永泰光「フィリピンにおける稲多収品種による新農法成立の諸問題—稲作経営の内的メカニズムの吟味—」(『アジア経済』第11巻第4号 1970年) 66ページを参照のこと。

(注5) 小作契約第4条および第12条参照。

(注6) 粳米4カパンといえは精米で約115キロに相当する。これはフィリピン農村における1人当り消費量としてはやや少なすぎる嫌いがあるが、他に依拠すべき適当な基準が見当たらないので、ここでもオープンフェルト他の調査で用いられた基準を使用した。Horst von Oppenfeld & Others, *Case Studies of Farm Families Laguna Province, Philippines*, U. P. College of Agriculture, 1960, p. 25.

(注7) 肥料1袋は大体20ペソ強、収穫時における粳米価格はカパン当り16ペソが相場であるから、農民はその掛買いに対して32ペソ、つまり50%以上の利息を支払うことになる。

VI 村落社会とその階層構成

サン・アンドレス村がハシエンダのなかの1村で、おもにハシエンダの小作人とその家族によって構成されていることは繰返すまでもないが、とはいっても内容的に決して一様ではなく、職業構成、小作地保有関係、農家の経営規模別構成等の点ではなほ複雑な様相を呈していることはこれまでみてきたとおりのことである。本節ではサン・アンドレス村の住民が相互にいかなる社会的・経済的關係をとり結び、全体としてどういった特質をもつ村落社会を作り上げているかについて検討してみよう。

1. 村の自治

フィリピンでは村はバリオと呼ばれ、行政的に

は古くからムニシパリティ municipality (町)の構成単位として位置づけられてきた。といっても、1959年にバリオ憲章(RA No. 2370)が制定されるまでの段階ではバリオになら行政的権限は付与されず、地方行政の末端は実質的に町段階止まりであったのである。バリオには以前から村長 *barrio lieutenant* ならびに村評議会 *barrio council* が確かに存在していたが、村長も評議会メンバーともに町長 *municipal mayor* の任命制になっており、任務は村の平和と秩序の維持、町議会 *municipal council* の活動に対する協力ということで独自の権限を有せず、結局は町議会または州政府 *provincial government* の意向を一方的に下達するためのチャンネル以外のなにもものでもなかった(註1)。

こういったバリオに行政末端組織として、また地方自治組織としての権能を大きく付与したのが1959年のバリオ憲章ならびに1963年の改訂憲章(RA No. 3590)である。共和国法3590号によると、現在村には村政の最高決議機関としての村総会 *barrio assembly* と執行機関としての村評議会が存在することになっている。前者は6カ月以上継続して居住する18歳以上の村内住民全員によって構成され、村評議会への勧告、一般投票実施決議、評議会年次報告、予算および特別課税条令の承認等を行ない、後者は住民の直接選挙によって選出される村長と6人の評議員からなる計7人で構成され、総会を代表して村民の経済、社会、衛生、福祉等の諸問題についての決議、立法、その執行の任にあたる。そういった村政の財政的基礎には、新しく設けられた町議会からの交付金(*barrio fund* と呼ばれ不動産税徴収分の10%)と村内での特別課税措置にもとづく収入が充てられることになった。つまり、村総会が新設され、特別課税権限を

含む村評議会の権限が大幅に拡大され、村長ならびに評議員が任命制から選挙制になり、村財政の基礎として交付金制度が新設され、村長の呼び名も *barrio captain* に変わったのである。

かくしてバリオにおける自治機能の法制的保障が確立されたわけであるが、新しい制度への移行またはそれにもとづく機能の実態となると村によってまちまちである。サン・アンドレス村の場合、とくに新しい制度への移行という点で著しく遅れているように観察される。というのは、村総会はこれまでに一度も開かれたことがなく、村長ならびに村評議員の選出においても選挙はなく、バリオ・ファンダの交付も全くみられないからである。したがって、現在この村の自治機能を司るのは、以前任命制によって選出されその後はもっぱら互選であったといわれる村長と村評議員、および彼らが構成する村評議会だけである。村評議会の活動は従前同様町議会に協力して村をとりまとめること、村内でのもめごとの仲裁等に限られる。もともと、ハシエンダ・サンタ・ルシアの影響力は町議会に対してもさることながら村評議会にも絶大なものがあり、ハシエンダへの協力という点が評議会の活動における一つの重要な要素として含まれることはいうまでもない。

かかる評議会の活動内容から推して、そのメンバーが村内にあってはいわゆる「顔きき」であることは当然予想されるであろう。現在の評議会メンバーは村長を含む7人で構成されるが、年齢的には1人を除いて他は50歳以上、いずれも戦前からこの村に住む農民で、経営規模階層別には上層から4人、中間層から3人となっている。いうまでもなくすべてハシエンダの登録小作人で、そのなかにはカティワラ1人、ナムムイサン2人が含まれている。村長は現在のハシエンダ副支配人の

兄にあたり、しかもハシエンダの所有者であるA. Tinio 氏ならびに現町長とは小学校時代の級友で以来ずっと親交関係にあるといわれる。評議会メンバーはここ10年間全然変わっていないが、それが以上のような顔ぶれであることから、村の自治の内容がいかにか片寄ったものになるか想像に難くない。第IV節で指摘したように、ハシエンダと小作人との対立抗争が他村ではかなり頻繁にみられるのに、この村でいっそうに表面化しないのは以上のような村評議会の構成からくる圧力に帰因すると推察されるのである。

2. 家族関係

すでにみてきたように、この村を構成するのは97家族である。人口は550人であるから1家族平均5.7人、そのなかには1人から11人家族までかなりのばらつきが認められるが、家族の形態はあくまで夫婦とその子女とからなる核家族（夫婦家族）を基本的形態とみることができる。そのことは97家族のうち88家族と圧倒的多数が核家族となっていることから明らかとなる。核家族以外の形をとっている9家族については5家族が両親と同居、他の4家族は片親を家族内に含むものであるが、いずれの場合も結婚後間もないとか、生存するのが片親だけといった特殊事情からそういった形態にあるだけで事情さえ許せば棟を別にするという指向をもっている。村の住民は同居がみられる家を指して「あの家には二つの家族が住んでいる」と表現するが、これからも住民の抱いている家族という概念は核家族であることがはっきりとうかがえよう。

このような家族形態の実態はたんにこの村だけに限らず広く各地の農村で共通してみられるが、とするとフィリピン農村の一般的家族形態が、拡張家族であるという従来一部でいわれてきた見解

(注2)が多分に誤った観察にもとづくものであるように思われる。

村内にある97家族はその大部分が村内に網の目のように張りめぐらされた親類関係によって互いに結ばれている。親子関係、兄弟関係、それに義理の親子関係に限って親類関係を示すと第3図のようになる。これによると、村内に親子関係をもつ家族は17組の46家族、兄弟関係が9組の21家族、義理の親子関係が20組の47家族となり、97家族中79家族が上記三つの関係のいずれかに組込まれて村内に親類をもつことになる。したがって、そういった関係を全くもたないものはわずか18家族だけというわけである。

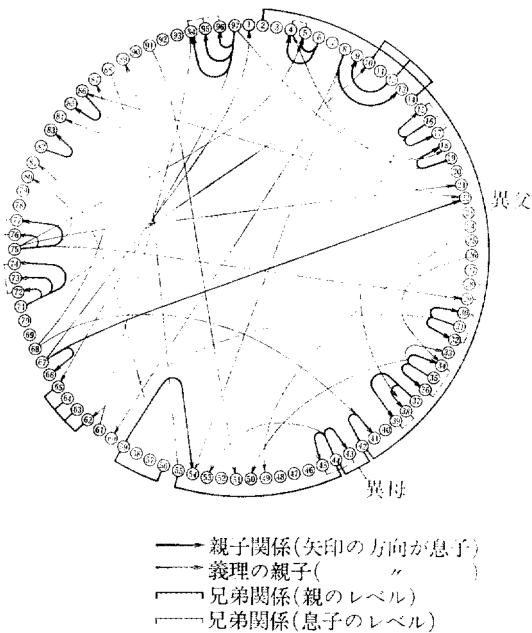
フィリピンの家族制度は双系的色彩が濃厚で、いちおう姓は父方を継ぐが親類を意識する面では父方、母方の差別がほとんどみられない。その上、親類と意識する範囲が非常にひろく、大体6親等までは明確にその中にはいる。つまり家族制度の双系的性格と親類意識の広さが合わさって親類関係が世代毎に倍加拡大されるのであるが、そういった観点からこの村の親類関係をみると上記のように張りめぐらされた親類関係の網の目はいっそう密度を高め広範にわたることになるであろう。

こういった傾向は、一般に結婚年齢の低いフィリピンの農村では、必ずしも珍しいとはいえないが、それにしてもこの村の場合とくに親類関係の密度が高いようである。それは多分村内への移住がなんらかの親類を頼って進んできたことに関係していると思われる。なお、第3図から村内通婚がかなり頻繁にみられるような印象を受けるが、それは同図がもたらす一種の虚像であって現実には必ずしもそうではない。というのは、村外の男性がこの村の女性と結婚して村に住みついた場合でも村内通婚と同じように図示されることになる

からである。

ところで、こうした親類関係が村落社会内部で実現されるのは主として生活面においてである。もちろんそれは日常生活から冠婚葬祭における相互扶助まで非常に多岐にわたるわけであるが、ここではとくにこの村で一般化している小作地分与慣行についてふれなければなるまい。第IV節ですでに述べたように、現在村内で農業を営む「第2世代」の農家26戸のうち小作地を「分与」によって獲得したものが16戸、「購入」によるものが7戸みられる。これらはいずれも実の親ないし義理の

第3図 村の家族関係



親が自分の小作地の一部を分与したものか、さもなくばプエストを購入して与えたものであるが、このように親子あるいは義理の親子の間で小作地の分与が慣行的にみられるのはフィリピンの農村でも珍しいケースといえる。もちろん小作地分与慣行が成立するためのもっとも基礎的条件は土地所有者である地主が小作地の分割に反対しない

ことである。たとえば、古くから開けているハシエンダ等においては小作地が一定の規模でパノス banos (注3)に区切られていてその分割は一切許されないのであるが、その場合にはこのような慣行が成立しえないことはいうまでもない。ハシエンダ・サンタ・ルシアでは開発が新しく、当初小作人は開墾によって小作地をかなり自由に獲得したという経過もあって現在小作地分割は全く農民の意志で随意に行なわれているが、とするとこの小作地分与慣行はこのハシエンダでみられる特殊ケースと考えられる。

3. 村の階層構成

サン・アンドレス村の住民はこれまでにみてきたような経済的、社会的諸関係のなかでさまざまな結びつきあるいは対抗の関係をとり結びつつ全体として一つの村落社会を形成している。ここで最後に、そういった村落社会の基本的性格に接近するための一つの手段として村の階層構成を明らかにしてみよう。

サン・アンドレス村が農村社会であること、したがって土地に強く結びついた社会であるという点を考慮すると、経済的諸関係のなかでもとくに土地所有関係をもっとも基本的な関係とみることができる。この村の土地所有をめぐる関係には第IV節ですでに指摘したように2種類あって、一つは直接的に土地の所有をめぐる関係であり、他はそれを媒介として副次的に成立している小作地保有関係である。前者は具体的にはハシエンダの所有者(地主)と住民の関係であるが、その実現はあくまでも住民のなかから抜擢された差配人を介して間接的に行なわれる。したがって、これを村内に限ってみる場合ハシエンダの差配人とハシエンダの土地を耕作する小作人およびそうでない非小作人との間の関係ということになる。これに対して

小作地保有関係は具体的には小作地の又貸しを通してみられるナムムイサンと下小作人との間にみられる関係である。その場合ナムムイサンといえどもハシエンダとの関係においては小作人であつて、したがって直接的に土地の所有をめぐる関係のなかでは差配人に対置された小作人のなかに含まれることはいうまでもない。このようにみえてくると、村内の住民は土地所有関係を通して次の五つのカテゴリーに分類可能である。すなわち、差配人、小作地又貸し関係をもたないたんなる小作人、ナムムイサン、下小作人、非小作人である。

ところで土地所有関係とは周知のごとく土地の所有を通しての人と人との関係、とくに搾取、被搾取の関係であるが、そういった観点に立って上記五つのカテゴリーをみると差配人とナムムイサンは村内の他の成員に対して明らかに搾取関係を有しており、たんなる小作人は村内にあって搾取、被搾取関係を有せず、下小作人ならびに非小作人はもっぱら被搾取の関係にあることが知られる。これらを村内における主要な階層とみることは十分可能であり、ここできりに上層、中層、下層と呼ぶことにしよう。そうすると上層は村内の他の成員に対して搾取関係をもつものからなり、中層は搾取、被搾取関係のない階層、下層は被搾取関係にあるものからなる階層ということになる。もつとも、これら三つの主要階層は現実にはそれぞれ内部にかなり異質な成員を包含する場合がみられる。たとえば、上層に含まれる差配人についてみると、同じ差配人といつても支配人とともにハシエンダを代表する副支配人と農場監督人であるにすぎないカティワラとでは搾取関係の程度あるいはその及ぶ範囲が全く異なる。また、視点は異なるが中層、下層についても類似のことがいえる。そこで、上層は副支配人をその他から区別して「上」と「下」

に分け、中層は経営規模によって3ヘクタール以上を「上」、3ヘクタール未満はさらに小作形態を考慮して元下小作でないもの（「中」と元下小作（「下」）とに区別し、さらに下層はいちおう経営層に入る下小作（「上」）と土地から完全に切離されている非小作（「下」）のサブ階層を設けることにする。かかる基準に沿って村内の97戸を区分すると第15表が得られる。なお、この村には生業を全くもたない家族が3戸みられるが、うち1戸は戸主が老齢のため小作地を息子家族にまかせて引退したものであるから、それを息子と同じ階層の中層の「中」に入れ、他は浮浪者的存在であるから下層の「下」に含めた。

第15表 村の階層構成

階層	区分基準	家族数	終戦登録村評					元常・常雇を出している家族(6)
			前入小作村(1)	小作(2)	議員(3)	村議以外役職者(4)	常雇もち(5)	
上層	上 ハシエンダ副支配人	1	1	1	—	1	1	—
	下 差配人・ナムムイサン	6	5	6	3	3	4	—
中層	上 定額小作(3.0ha以上)	13	8	8	4	2	1	—
	中 定額小作(3.0ha未満)	32	15	15	—	4	—	1
	下 定額小作(元下小作)	24	7	2	—	1	—	2
下層	上 下小作	6	1	—	—	—	—	—
	下 農村労働者その他	15	4	—	—	—	—	4
合計		97	41	32	7	11	6	7

(注) 本表における(1)から(6)まではそれぞれ独立した欄で、各欄の数字はそれぞれの指標にもとづいて階層別に家族数を示している。

まず上層についてみよう。この階層を構成しているのは7戸で、いずれも古くからこの村に住みついている農家である。第15表によると7戸中6戸までが終戦前の入村となっているが、それも大

部分が1930年代前半頃までの入村であり、したがって主に開墾によって小作地を獲得しいずれも現在ハシエンダの登録小作人となっている。農業経営規模は7戸とも5ヘクタール以上と大きく、うち5戸では常雇がみられる。差配人、ナムムイサンからなる。この階層が村内の他の階層に対して一定の搾取関係をもつことはすでに述べたとおりであって、村内での影響力は非常に大きい。村長をはじめとして村評議員7人中3人をこの層から出し、それ以外の村の役職（農協役員、農民組合役員）（注4）にも4人が顔を出しているのはそのことの反映と考えられる。

次に中層である。この階層は、69戸つまり全体の7割強の家族からなり原理的には村内でもっとも平均的階層といえるが、現実には経営規模、小作形態の点で個々の家族間にかかなりの差異が認められ一応「上」・「中」・「下」の三つのサブ階層に区分できる。中層上は経営規模3ヘクタール以上の農家によって構成される。ここには戦前入村者も多く、かつてナムムイサンであったものが3人も含まれており、性格的には上層下に非常に近い。現に村評議員のうち上層出身者を除く他の4人はすべてこの層から出ている。したがって潜在的には村内の他の階層に対してある程度の影響力をもつとみられる。これに対して名実ともに村内の平均的階層とみられるのが3ヘクタール未満の定額借地農32人からなる中層中である。この層ではすでに村評議員はみられず、それ以外の役職に4人が顔を出すにすぎない。また、上層農家に対して常雇を出しているものが1戸みられる。中層下は最近まで又貸しされた小作地を耕作していた元下小作からなる。ここでは戦前入村者も大きく減り、登録小作人は24人中わずか2人しかみられない。逆に上層に対して常雇を出している家族が2戸含

まれている。つい最近まで下小作人であったという事情からして下層上に非常に近い性格とみることができよう。

下層を構成するものは現在21戸である。この階層の「第1世代」は「第2世代」の5戸を除く16戸で、うち戦前入村者が5人であるから、この層では3人に2人までが戦後この村に移住してきたものであることになる。下層はすでに述べたようにもっぱら被搾取関係にあるもので構成されていて、村内における地位は当然低い。それはこの層のなかの4戸が上層の農家に対して常雇を出していることから十分うかがえる。もちろん、村評議員その他の役職者はここではまったくみられない。

次に、第16表によって各階層の経済状態をみよう。同表は81戸の農家について階層別に自家保有米不足、小作料支払延滞、非制度金融依存の傾向を示したものである。ここで農家だけに限定したのは非農家も含む全体を共通の指標で比較しうるデータを持ち合わせていないことによる。しかし各層を構成する主要な成員が農家であることからそれだけに限定しても階層別の経済状態は十分に把握されるであろう。

第16表から明らかになる第1の点は、経済状態

第16表 階層別経済状態

階層	農家戸数	経済状態を示す主要指標					
		自家保有米不足(推定)		小作料支払延滞		商人・高利貸からの負債	
		農家数	割合%	農家数	割合%	農家数	割合%
上層 { 上 下	1	—	0.0	—	0.0	—	0.0
	6	1	16.7	1	16.7	3	50.0
中層 { 上 中	13	8	61.5	5	38.5	8	61.5
	31	20	64.5	13	41.9	25	80.6
下層 { 中 下	24	16	66.7	14	58.3	21	87.5
	6	6	100.0	—	—	4	66.6
合計	81	51	63.0	33	40.7	61	75.3

は上層から下層に向かってはつきりと劣悪化していく傾向にある。というのは、保有米不足農家、小作料支払延滞農家、商人、高利貸からの負債農家の各層において占める割合が、下方の層になるほど大きくなっているのを認めることができるからである。ただし、商人、高利貸からの負債農家の割合については下層上のところで中層よりも一段と低くなっているが、これはナムムイサンが分益小作制の慣行に従って生産費の立替え、レーション供与を実行していることから下小作人の商人、高利貸負債依存を多少なりとも緩和する結果になったものと思われる。

第2に、経済状態については上層と中層の間に大きな格差が存在する。表中のいずれの指標についてもそうであるが、たとえば、自家保有米不足農家についてみると中層ではその割合が6～7割に達するのに上層では2割を大きく切っているのである。これは、村の階層構成において上層が他から抜きん出て大きな経済力をもっていることを物語るものとみることができよう。

以上がサン・アンドレス村の階層構成とその大まかな内容であるが、かかる階層構成をいかなる性格のものとするべきかが次に問題となる。結論からさきにいうと、それはハシエンダ・バリオにおける小作層の分解と捉えることができそうである。ただし、ここではデータの不足からそれを十分に証明することはむずかしいが、断片的事実に基づきながら以下推論を試みてみよう。

まず最初に、戦前におけるこの村の住民はほとんど例外なくハシエンダとの間に直接小作契約をもつ定額借地人で、階層としてはかれらによって構成されるきわめて等質的な単一の小作層（現在の階層構成のなかの中層に相当）だけであったと想定される。つまり、当時村には差配人、ナムムイサ

ン、下小作人、非小作人といったものはみられず、したがって村内住民の間に搾取・被搾取関係は存在していなかったということである。というのは、第1に戦前の入村者はすでに述べたように主として他地域で地主との関係を悪くし新たな小作地を求めてこの村にやってきたものであり、当時は確かにれからにとって開墾により取得できる土地が未だ存在していたという事実があること、第2に個々の住民の小作地規模には家族労働力の規模と関連して、すでにかかなりの凹凸がみられたであろうが、開墾の余地が残されていたということは当時余分の労働力が未だ存在していなかったことであり、したがって小作地又貸し関係の存立基礎を欠いていたと考えられること、第3に、差配人に抜擢されるためには地主からの厚い信頼が前提とされるが、全体として住民が入村して未だ日も浅くそれをかちとるに至った者はだれもなかったと考えられること、等からである。

次に、戦前この村でみられたかかる等質の小作層のなかから戦後になって一方で差配人、ナムムイサンが登場し、他方で下小作人、土地から完全に切離された非小作人が現われるようになったと考えられる。そのことはかれらの入村時期をみることによって十分推察できる。現在の差配人ならびにナムムイサンは、1人を除いていずれも戦前比較的早くからこの村に住みついていたことはすでに述べたとおりである。しかし、差配人がみられるようになるのは1950年代後半からで、副支配人の場合抜擢されたのは今から2～3年前である。差配人の小作地はいずれも抜擢されたのを契機として大きく増えている。ナムムイサンの場合、いかなる手段で小作地を現在みられるような規模（最も大きい者で14ヘクタール）に拡大したのか不明であるが、戦前から他の小作人に比べて相対的

に大きかったことはたしかのようである。とはいってもすべて自ら耕作していて又貸しは一切していなかったといわれる。

これに対して下小作人、非小作人の方には戦前入村者が5人みられる。うち4人の非小作についてはもともと小作人であったが小作料怠納による土地取上げ、夫の死去、水牛の死亡等の理由から小作地を失ったといわれ、かれらが明らかに小作人からの転落であることが知れる。元下小作のうちにも戦前入村者が7人あるが、かれらもいったん小作地を失って下小作になったと考えられるから、かかる小作人からの転落ケースは村内で決して少なくないといえよう。なお、下小作人ならびに非小作人はこの他に16人みられ、うち5人は「第2世代」、残る11人が戦後の入村者である。これは、下小作人あるいは、非小作人発生の背後に人口増加、それによる圧力が存在していることを示している。

以上の考察は決して十分とはいえないが、それでも、さきにみたこの村の階層構成が、中層を基軸とした一種の階層分化の結果であるとするこの根拠をかなり明らかにしてくれるといえよう。上層の差配人もナムムイサンも小作人であることに変わりはなく、下層上を構成する下小作もまた小作人である。したがって、この村の階層構成全体が本来等質であるべきいわば一つの小作階層であるわけであるが、その内部における階層分化の結果そのなかに搾取・被搾取関係をもつ非等質的サブ階層が重層的に含まれるようになったと考えられるのである。

ところで、かかる階層構成のもつ意味は一体何であろうか。本来、ハシエンダ・バリオの場合、小作人はすべて同一の地主と小作関係をもつために地主と小作との対抗関係は最も明確に現われる

はずである。しかし、サン・アンドレス村における小作人の非等質性は小作人相互の間での利害の不一致をもたらし、地主・小作間の対抗関係をかなりの程度弱体化させる要因をはらんでいるとみることができる。すでに述べたように、隣接する村では隠田の発覚とその部分の小作料遡及支払請求等をめぐって地主との対立が激化しているといわれるがサン・アンドレス村にはそういった対立が全くみられない。これはまさしく、この村の階層構成のもつ意味をある程度まで表現しているとみられるようである。小作人の側の勢力分断とそれによる地主側の支配強化とが、サン・アンドレス村の階層構成がもつもつとも基本的な意味であると考えられる。

(注1) バリオ憲章以前の村長ならびに村評議会の状態については Romani, John, & M. Ladd Thomas, *A Survey of Local Government in the Philippines*, U. P. Institute of Public Administration, Manila, 1954, pp. 4-11 を参照されたい。

(注2) たとえば Rivera & McMillan, *ibid.*, p. 53 をみよ。

(注3) パノスとは、一定の面積に細長く区切られた農地の区画、あるいはその区画の境界となっている畦畔のこと。中部ルソンでは地主が所有地を一定規模の区画＝パノスに仕切ってそれぞれのパノスを小作地として小作人に貸与していることが多い。農圃の整備がよくゆき届いたハシエンダなどではパノスが割替地を思わせるほどに整然としかも均等に区切られているのを見かけることがあるが、ハシエンダ・サンタ・ルシアでは古くから水田として開かれている部分を除くとパノスらしきものは見当たらない。

(注4) 土地改革実施に伴って農民側のカウンターパートとするために政府機関が改革地区で村ごとに結成を推進している官製組合。サン・アンドレス村では1969年に全農民をメンバーとして結成されたが、以来現在までの期間に日立った活動はほとんど何もない。

VII むすびにかえて

以上、われわれは、中部ルソンの一ハシエンダ・

パリオであるサン・アンドレス村を取り上げてその社会経済構造をみてきた。むろんそれは、調査自体の不十分さ、とくに社会関係についての調査不足、加えて社会関係と経済関係のからみ合いを把握する仕方等の問題があつて決して十分とはいえないが、それでもなお幾つかの点でこの村の社会経済構造に関する特質が明らかとなった。それらのうちからおもなものを取り出して要約すると次のとおりである。

- (1) サン・アンドレス村はヌエバ・エシハ州ギンパ町の1村で、戸数97、人口550人からなる。中部ルソン地域の村としてはどちらかというところ小さい方にはいる。
- (2) ギンパ町きつての規模を誇るハシエンダ・サンタ・ルシア（農場面積4200ヘクタール）には約15の村があるが、サン・アンドレス村はそのなかの一つで、いわゆるハシエンダ・パリオである。村の職業別家族構成は農家81戸、非農家13戸、無職3戸となつていて、農家はすべてハシエンダの土地を耕作する小作農である。
- (3) 集落の歴史は新しく、居住が始まるのは1920年代も後半になってからである。初期の移住者はハシエンダの一部に残っていた未墾の森林を切開いて小作地を獲得した。大体第2次大戦頃までに未墾地はほぼ開墾しつくされ、戦後は移住者にとって小作地取得がだんだんと困難となつてきた。にも拘らず現在までかなりコンスタントに移住が続いている。
- (4) ハシエンダの小作制度は定額借地制で、契約は文書の形をとっている。ハシエンダの管理・運営は20数名からなる差配人および使用人によつて行なわれる。サン・アンドレス村の小作人のうちからは3人が差配人に抜擢されている。地主・小作関係における温情主義的要素は非常に限られていて、諸々の矛盾は地主・小作間の対立・抗争という形であらわたる傾向が認められる。
- (5) 村内には、ハシエンダとの小作地賃借関係の上に副次的に成立する小作地の又貸し関係がみられる。具体的にはナムムイサンと下小作人の間の関係で分益小作制をとっている。かかる又貸し関係は戦後の人口増加に伴つて小作地に対する需要が高まつたという事情を背景とする。
- (6) 小作地に対する需要の増大は又貸し関係のほかにプエスト（一種の慣行的耕作権あるいは耕作権利金）の発生をもたらした。
- (7) 村内の農家を小作形態によつて分類するとナムムイサン（4戸）、たんなる定額小作人（71戸）、分益小作人（＝下小作人で6戸）の三つになる。定額小作人のうち28戸はつい最近まで下小作関係にあつた元分益小作である。
- (8) 農家はすべて米作農家で、経営規模は最小0.5ヘクタールから最大14ヘクタールまでみられる。経営規模階層別には5ヘクタール以上の上層（10戸）、3.0～4.9ヘクタールの中間層（11戸）、3ヘクタール未満の零細層（60戸）の三つに分かれる。上層はおもにナムムイサンおよび差配人によつて構成され、厳密な意味での専業農家がみられるのもこの層である。中間層はおもにたんなる定額小作人からなり、トライシクル、カレサ等の自営兼業が目立つ。零細層は元分益ならびに分益小作のほとんどを含み、他に雇用機会を求める傾向が強く、とくに農業賃労働に従事する雇われ兼業が著しく多い。
- (9) 農家の間に新品種を中心としてかなりの程度まで改良技術の普及がみられる。とくに肥料の使用に関してはかなり以前から半ば慣行化している。

- (10) 米作経営における雇用労働力依存傾向はいろいろ認められるが、その場合上層農家と零細層の農家の間にははっきりとした階層差が存在する。
- (11) 上層にはいる農家を別にすると一般に農家の経済状態はかなり劣悪で、自家保有米が不足すると推定される農家が全体の63%、商人、高利貸からの負債農家が75%、小作料支払延滞農家が41%もみられる。
- (12) 村の自治機能についてはその法制的確立後も旧態然としている。
- (13) 家族形態としては核家族が断然支配的で、相互の間は網の目のように張りめぐらされた親類関係によって結ばれている。
- (14) 村の階層構成は村内の他の成員に対して搾取関係をもつ差配人、ナムムイサンの階層、村内では搾取、被搾取関係を一切もたない階層、もっぱら被搾取関係にある下小作人、その他からなる階層の3層からなり、著しく重層的である。かかる重層的構成は小作層の階層分化によってもたらされたと考えられる。

これら諸特質のうちでもとくに重要な意味をもつと考えられるのは最後に述べた村の階層構成についてである。本来等質的と考えられる階層のなかにサブ階層を含んだ重層的構成は筆者が以前行なったもう一つのハシエンダ・バリオ（ギンバ町のトリアラ村）でみられる以外に未だ事例がない。同じ地主的土地所有といっても「分散的所有」のもとにある村落の調査では階層構成がむしろフラットであると報告されている^(注1)。サン・アンドレス村でみた階層構成は、前回の調査報告で「トリアラ村の階層構成は明らかにハシエンダ・トリアラという特殊な外枠の規制によるものであり、その意味では特殊ハ

シエンダ・バリオ的ともいえるであろう」^(注2)と述べた点をはっきりと確認するものである。この点が今回の調査の一つの重要な成果であり、同時にその確認をふまえて村落類型化を進めなければならないという意味からは今後の課題でもある。

(注1) 高橋彰 『前掲書』 120ページ、および拙稿「フィリピンの米作農村」(『前掲書』)。

(注2) 拙稿「フィリピン米作農村の社会経済構造」(『前掲書』) 313ページ。

(調査研究部)